

岩手県告示第131号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深（以下「洪水浸水想定区域等」という。）を定めた。

なお、洪水浸水想定区域等を示す図面は、岩手県県土整備部河川課、盛岡広域振興局土木部岩手土木センター、県南広域振興局土木部花巻土木センター、県南広域振興局土木部北上土木センター、沿岸広域振興局土木部、沿岸広域振興局土木部宮古土木センター、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター及び県北広域振興局土木部二戸土木センターに備えておいて縦覧に供する。

令和8年3月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 水系名 北上川
- (2) 河川名 尻平川、黒沢川、鈴鴨川、飯豊川、本郷川
- 2(1) 水系名 馬淵川
- (2) 河川名 金田一川、仁左平川、十文字川、白鳥川、岡本川、二ツ石川、小井田川、女鹿川、平糠川、小繋川、宇別川
- 3(1) 水系名 閉伊川
- (2) 河川名 山口川、倉の沢川、小国川、大沢川、夏屋川、近内川、薬師川、飛沢川、二又川、鈴久名川
- 4(1) 水系名 片岸川
- (2) 河川名 片岸川
- 5(1) 水系名 織笠川
- (2) 河川名 織笠川、馬指野川
- 6(1) 水系名 津軽石川
- (2) 河川名 荒川川
- 7(1) 水系名 撰待川
- (2) 河川名 撰待川
- 8(1) 水系名 長部川
- (2) 河川名 長部川
- 9(1) 水系名 盛川
- (2) 河川名 立根川、中井川
- 10(1) 水系名 須崎川
- (2) 河川名 須崎川
- 11(1) 水系名 吉浜川
- (2) 河川名 吉浜川
- 12(1) 水系名 浜田川
- (2) 河川名 浜田川
- 13(1) 水系名 後の入川
- (2) 河川名 後の入川
- 14(1) 水系名 水海川
- (2) 河川名 水海川
- 15(1) 水系名 鶉住居川
- (2) 河川名 長内川、能舟木川、沢檜川
- 16(1) 水系名 大沢川
- (2) 河川名 大沢川
- 17(1) 水系名 重茂川

- (2) 河川名 重茂川
- 18(1) 水系名 船河原川
 - (2) 河川名 船河原川
- 19(1) 水系名 合足川
 - (2) 河川名 合足川
- 20(1) 水系名 甫嶺川
 - (2) 河川名 甫嶺川
- 21(1) 水系名 泊川
 - (2) 河川名 泊川
- 22(1) 水系名 気仙川
 - (2) 河川名 中平川、川原川
- 23(1) 水系名 熊野川
 - (2) 河川名 熊野川
- 24(1) 水系名 八木沢川
 - (2) 河川名 八木沢川